

東広島市農業委員会令和7年4月（第4回）総会議事録

- 1 開催日時 令和7年4月28日（金） 午後2時01分から午後3時3分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 17人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	久保 伸司	4	脇坂 俊之	5	台川 洋子
7	古川 みどり	8	杉本 源藏	9	柏尾 博明
10	荒谷 義憲	11	村上 義則	12	木原 省五
13	財満 俊子	14	仲伏 英雄	16	大月 靖規
17	土井 浩文	19	古本 啓之	20	橘川 一則
22	高木 昭夫	23	高橋 久雄		

- 4 欠席委員 7名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 毅	3	岡土居 正弘	6	中務 秀子
15	高尾 昭臣	18	在間 輝昭	21	小倉 亜紗美
24	住井 正美				

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 5番 台川 洋子 委員 7番 古川 みどり 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第17号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見決定について

議案第18号 利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について

- 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第22号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

(5) 報告

- 報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第17号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第18号 農地転用（農業用施設）届出の受理について
- 報告第19号 農地改良届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

（農業委員会事務局職員）

事務局長	木村勝美
局長補佐兼農地保全係長	定井芳紀
局長補佐兼農地係長	松下健司
農地保全係主査	合原茂宏
農地係主査	小田美香
農地係主査	豊田宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	小田英司
福富支所地域振興課産業建設係主査	平賀礼仁
豊栄支所地域振興課産業建設係長	末光哲也
豊栄支所地域振興課産業建設係主任	福田博司
河内支所産業建設課産業振興係主査	木村ゆかり
安芸津支所産業建設課産業振興係長	伊藤誠

（農業委員会事務局以外の職員）

産業部農林水産課	
担い手支援係主任主事	藤森翔子
担い手支援係主事	高田純司

議	長	<p>皆さんこんにちは。農繁期の中、大変お忙しい中、また本日は雨で足元のお悪い中出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>委員におかれましては、ご多忙中にもかかわらず4月総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の日程は、総会では議案事項が6件、報告事項5件ございます。</p> <p>今年度も引き続き円滑な議事運営に、委員皆様方のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、これより4月総会を開会いたします。</p> <p>これから着席の上、議事進行いたします。</p> <p>在任委員数24人中17人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、5番台川委員、7番古川委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和7年4月28日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
---	---	--

	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和7年4月28日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>初めに、議案第17号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
藤森主任主事	<p>それでは、議案第17号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」ご説明いたします。</p> <p>ここより着座にて説明させていただきます。</p> <p>配付させていただいております議案第17号の別紙1をご覧ください。</p> <p>本案は、本年1月に受け付けました農業振興地域の農用地区域からの除外申出等に伴いまして、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会へご意見をお伺いするものでございます。</p> <p>今回の東広島農業振興地域整備計画の変更点につきまして、概要をご説明いたします。</p> <p>議案の2ページをご覧ください。</p> <p>農用地区域からの除外についてでございます。</p> <p>本案におきましては、携帯基地局、親族の住宅建設、駐車場、工場の拡張、墓地設置、資材置場などを目的とした11件の申出に基づき、6,192.82㎡を除外しようとするものでございます。これらの各案件につきましては、庁内関係課及びJAなど関係機関と事前審査を行い、除外可否の判断を行ってきたところでございます。</p> <p>なお、各申出時における土地改良事業の有無は3ページに掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>その結果、一覧表にある11件については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項や9条第4項等の除外要件を満たすことから、除外を認めたいと考えております。</p> <p>なお、今回の変更に際しては、編入及び農地区分変更の申出はございません。</p> <p>また、除外による補助金の返還等の確認状況につきましては6ページに記載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上、説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問等がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、質疑を終わります。</p> <p>これより採決に入ります。</p> <p>議案第17号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第17号は異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第18号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」を上程いたします。</p> <p>この案件も東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
高田主事	<p>それでは、議案第18号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」ご説明いたします。</p> <p>これより着席にてご説明させていただきます。</p>

高田主事	<p>現在、相対の利用権設定の受付は終了し、農業経営基盤強化促進法の改正により、農地中間管理機構を通した利用権設定、または農地法3条に基づく貸借のいずれかになっております。</p> <p>本案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定において、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>なお、本案件は承認ではなくご意見をお聞きするものであり、いただいたご意見については農地中間管理機構へ回答し、広島県知事へ認可申請する添付資料となります。</p> <p>それでは、議案の内容の説明をさせていただきます。</p> <p>今回の案件については2月に提出されたものであり、今回の貸借件数については4件です。面積については24,905㎡となっております。詳細についてはお手元の議案をご覧ください。</p> <p>議案に係る説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第18号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第18号は異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。</p> <p>農林水産課の方は退席をお願いします。</p>
	< 藤森主任主事、高田主事、退室 >
議 長	<p>次に、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
豊田主査	<p>改めまして、4月から農地法第3条を担当させていただきます豊田です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、総会議案の3ページをご覧ください。</p> <p>議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」をご説明いたします。</p> <p>今月は23件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきましては、9ページをご覧ください。</p> <p>それでは、申請番号68-1でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の無職の方でございます。自宅隣の申請地で譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では利用権はされておりましたが、既に受人が耕作をされており、キュウリ、トマトなどの季節野菜を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、69-2でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の無職の方でございます。自宅隣の申請地で譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、過去の耕作経験を基にキュウリ、トマトなどの季節野菜を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、70-3でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、71-4でございます。</p>

豊田主査	<p>耕作者へ譲渡のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、72-5から74-7は関連しますので、一括して説明をさせていただきます。</p> <p>交換により、受人、渡人共に経営地隣接の農地を取得するため、申請されたものでございます。受人のうち、●●氏は1人、●●氏及び●●氏はそれぞれ3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、75-8でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、76-9、77-10は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明をさせていただきます。</p> <p>耕作者へ譲渡のため、所有権を移転するものでございます。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、78-11でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、79-12でございます。経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、80-13でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社役員の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。農業経験のある渡人の親族から指導を受けながら柿を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、81-14でございます。</p> <p>耕作者へ譲渡のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、82-15でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方です。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。農業経験のある知人から指導を受けながら柿を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、83-16でございます。</p> <p>遺贈のため、所有権を移転するものでございます。</p> <p>ここで、遺贈についてご説明をさせていただきます。</p> <p>遺贈とは、遺言で自分の財産を他人に与えることで、包括遺贈と特定遺贈があります。包括遺贈とは遺産の全部または割合で与えること、特定遺贈とは遺産の一部を特定した上で与えることを言います。</p> <p>農地法施行規則第15条第5号に「包括遺贈又は相続人に対する特定遺贈により権利が取得される場合には、農地法第3条第1項の権利移動のための許可は不要である」と規定されておりますが、本件につきましては遺言により相続人以外に特定の財産を与えるため許可が必要となっております。</p> <p>受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、84-17でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社役員の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、他市町での耕作経験を基にトマト、ネギ、レタスなどを作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、85-18、86-19は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明をさせていただきます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の自営業の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでござい</p>
------	--

豊田主査	<p>ます。申請地では、過去の耕作経験を基に水稲を作付する計画となっております。続きまして、87-20でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、使用貸借権を設定するものでございます。本申請地は現在営農型発電設備が設置されておりますが、営農者を変更するため申請されたものでございます。新たな営農者は、●●に本店を置く●●が農地を借り受け、太陽光パネルの下部において神事などに使用するサカキの栽培をするものでございます。受人の労力総数は、役員を含めた従業員32名に加え季節雇いで複数名雇用される計画となっております。本市におきましては、現在農地法第3条により89,942.53㎡の農地を取得しております。</p> <p>続きまして、88-21でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の無職の方でございます。自宅隣の申請地で譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、過去の耕作経験を基にネギ、大根などの季節野菜を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、89-22でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、90-23でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社役員の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。農業経験のある知人から指導を受けながらブルーベリーを作付する計画となっております。</p> <p>以上、23件の申請につきましては、周辺地域における効率的・総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第19号について、許可することに賛成の方は挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第19号については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
松下局長補佐	<p>議案の10ページをお願いいたします。</p> <p>議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>今月は2件の申請がございました。</p> <p>申請番号5-1でございます。</p> <p>●●における農業用施設への転用事案でございます。申請地は●●の西約1kmに位置する農振農用地で、申請人は●●で耕作を行っておられます。現在の農業用倉庫につきまして周辺からの騒音の苦情があり、農業用倉庫を移転するため、このたびの転用許可申請をされるものでございます。</p> <p>本件は、農地法施行令第4条第1項第2号イ、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供する場合として、農振農用地の不許可の例外に該当いたします。</p> <p>また、申請地は許可を得ることなく造成されていたため、始末書を徴取しております。</p> <p>なお、農振農用地については、令和7年3月14日付で区分変更済みとなっております。</p> <p>続きまして、申請番号6-2でございます。</p>

松下局長補佐	<p>申請地は●●の西約250mに位置する小集団の第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は当該農地を共同住宅及び駐車場にするため、転用許可申請をされたものでございます。なお、開発許可申請につきましては担当部局に提出済みでございます。</p> <p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、申請番号5-1につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされておりますので、意見聴取し、異議がなければ許可するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第20号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第20号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
小 田 主 査	<p>4月から5条の担当をさせていただくこととなります、小田でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、総会議案の12ページをご覧ください。</p> <p>議案第21号について説明いたします。</p> <p>今月は17件の申請がありました。申請地の田畑別の筆数、面積の内訳については、総会議案の17ページをご覧ください。</p> <p>それでは、36-1、37-2は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>資材置場への一時転用事案です。受人はスマートインターチェンジの工事をする企業体です。申請地は●●の南西に位置する第2種農地です。このたび、本申請地で建設発生土仮置き及び砕石、コンクリート2次製品などの資材置場とするため、令和9年3月31日まで一時転用しようとするものです。</p> <p>続いて、38-3について説明いたします。</p> <p>資材置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、土木建築工事の請負及び建築資材の運搬等を営む会社です。申請地は●●の南東に位置する第2種農地です。このたび、単管パイプ等の資材置場とするため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、39-4について説明いたします。</p> <p>工事現場事務所及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、土木建築工事の請負及び建築物の設計等を営む会社です。申請地は●●の西に位置する第2種農地です。このたび、工事現場事務所等を設置するため、転用しようとするものです。なお、申請地は渡人が許可を得ることなく転用を行っていたため、始末書を添付しております。</p> <p>続いて、40-5について説明いたします。</p>

小田主査

資材置場への転用事案です。受人は●●に居住し、建築外構工事を営んでおられる方です。申請地は●●の南東に位置する第2種農地です。このたび、土砂、木材などの資材置場とするため、転用しようとするものです。

続いて、41-6について説明いたします。

敷地拡張での転用事案です。受人は隣接する居宅を賃借しておられる方です。申請地は●●の北東に位置する第3種農地です。このたび、宅地の敷地拡張のため、転用しようとするものです。

続いて、42-7について説明いたします。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●の借家にお住まいの方です。申請地は●●の南西に位置する第3種農地です。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものです。

続いて、43-8、44-9は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明いたします。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。申請地は●●の東に位置する第2種農地です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用しようとするものです。

続いて、45-10について説明いたします。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は近隣にお住まいの方です。申請地は●●の西に位置する第2種農地及び市街化区域農地です。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものです。なお、建築許可については担当部局に提出済みです。

続いて、46-11について説明いたします。

墓地への転用事案です。申請地は●●の南東に位置する第2種農地で、申請人は隣接地にお住まいの方です。このたび、墓地を新設するため、転用しようとするものです。なお、農振農用地について令和7年3月3日付で除外済みとなっており、墓地の許可申請については担当部局に提出済みです。

続いて、47-12について説明いたします。

敷地拡張での転用事案です。受人は近隣にお住まいの方です。申請地は●●の南東に位置する第2種農地です。このたび、申請地に隣接する居宅を購入するに当たり、現況に合わせて転用しようとするものです。なお、申請地は渡人が許可を得ることなく転用行為を行っていたため、始末書等を添付しております。

続いて、48-13について説明いたします。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。申請地は●●の北西に位置する第3種農地です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。

続いて、49-14について説明いたします。

共同住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は●●の西に位置する第2種農地です。受人は隣接地に居住されておられます。このたび、共同住宅及び駐車場に転用しようとするものです。なお、開発許可申請については担当部局に提出済みです。

続いて、50-15について説明いたします。

農業用施設への転用事案です。受人は●●に本店を置き、根菜の栽培及び販売などを営む会社です。申請地は●●の南に位置する農振農用地です。このたび、農業用施設用地として使用するため、転用しようとするものです。

本件は、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合として、農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。なお、農振用途区分変更は令和7年3月14日付で変更済みです。

続いて、51-16について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●において借家に居住されておられます。申請地は●●の北東に位置する第1種農地です。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される

小田主査	<p>もの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可申請については担当部局に提出済みです。また、農振農用地からは令和7年3月3日付で除外済みとなっております。</p> <p>続いて、52-17について説明いたします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●において借家に居住されておられます。申請地は●●の北東に位置する第1種農地です。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものです。</p> <p>本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可については担当部局に提出済みです。また、農振農用地からは令和6年11月26日付で除外済みとなっております。</p> <p>以上、説明しました17件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、農用地区域内農地や第1種農地の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付した一覧表のうち50-15から52-17を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。</p>
村上委員	<p>11番の村上でございます。太陽光の件は少なくなりました、最近。</p> <p>質問ではないのですが、大きな問題になっていると思うのですが、今テレビ等で盛んにやっております米の問題です。それで、もし市のほうで米とか農業のありようについてどうするのかというような質問があったときに、矢面に立つのは農業委員会ですか、それとも農林水産課のほうですか。</p> <p>というのが、今から20年後、この農地は、あるいは農業をやっている人が20分の1になるようです。そうすると、今の市とか県とかというのは、それは集約化したり法人化すればよくなるのではないかというようなことを言っておりますけど、とんでもないことです。それはもう実際にやられとる法人化の人などの意見を本当に聞いてやらないと、今から20年後、多分この農業委員会もなくなってしまうようです。</p> <p>そこで、次の会に質問させてもらいますが、要するに米の価格って一体幾らが適正なのですか。我々は作り手だから、高いほうがいいです。でも、大半の人は高い高いと言って、今度は作るほうを責めてです。そこのバランスです。例えば今アメリカから77万tとか80万tとか買い付けると言ってますけど、これ1kg当たり今の価格は200円です、1kgが。アメリカから買うのが。でもそれは物凄い安いからといって今500円ぐらいに検討されているようですが、そういった問題とか、それから農業委員会としての今からの取組です。農業のありようについて、地形的に見てやはり法人化だ集約化だと言われても、我々中山間の仕事をしている人は全部はじかれます。それこそそこで作る人がいない。</p> <p>それで、今度また高木委員の意見を聞いて、例えば20年後わたしは居ないと思いますけど、やはり補助をしたり、そういった制度を東広島独自でつくるといっておくとか、考えを一致しておかないと、何のための農業委員会か、何のための農林水産課かというところで今度は降りかかってくる。それで、そういったことも含めてみんなで勉強の共有と言ったらおかしいですが、心配なのです、それだけ農業が。</p> <p>そういうことで、質問にはならないのですが、来月のこの時期にもうちちょっと具体的にわたしも勉強してきますから、今言った2つ、米の問題と今からの農業のありよう、これについて事務局のほうはどんな意見を持っているかというのをまず聞いてみたいです。こ</p>

村上委員	れ、必ず問題になるというか問合せがあります。そのための勉強をしておいたほうがいいのかと思います。よろしくお願いします。すみませんでした。
木村局長	今、村上委員からご意見いただきました。私はこの4月に来たばかりで、今からいろいろ勉強させていただきます。ついては、これから勉強させていただく中で、今2件ほど宿題をいただきましたので、また来月その辺を農業委員会として意見をまとめまして、皆様に報告をさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
議長	ほかにはございませんか。
	< なし >
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第21号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第21号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定をいたします。 次に、議案第22号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
定井局長補佐	それでは、議案第22号についてご説明申し上げます。 農業委員会は、毎年度最適化活動の目標を設定することになっておりまして、農業委員会の状況のほか、農地の集積、遊休農地の解消などが主な目標、それから最適化活動を行う日数などの活動目標について記載をすることになっておりまして、本案は令和7年度の最適化活動の目標設定の案として策定をしたものでございます。 それでは、1ページでございます。 1の農業委員会の状況でございますが、こちらには本年4月1日現在の農業委員会の体制と農家、農地、担い手の状況等について、その内容を記載をしております。 2ページをご覧ください。 2、農地最適化活動の目標でございます。1、最適化活動の成果目標の(1)農地の集積についてですが、①の現状には、管内の農地面積、集積率などについて、令和6年度末現在の数値を現状として記載をしております。その下の②には、今後の目標を記載をしたものでございます。目標につきましては、県から示されております担い手への農地の集積率の目標値が、本市では令和12年度末で43.4%となっておりますことから、その値を記載をしております。今年度の新規集積面積や今年度末の集積率等につきましては、令和12年度の目標値、それから本市での令和6年度末時点での現状等を基に設定をしております。 次に、(2)の遊休農地の解消でございますけれども、①の現状では、令和6年度の農地パトロールで遊休農地と判定された農地面積を記載をしております。②の目標でございますけれども、国からの通知では令和3年度の遊休農地を基準とし、これを5年間で解消することを目標にするようされておりますので、これに従いまして1年当たりの解消目標面積を記載をしております。 次に、3ページの(3)新規参入の促進でございますけれども、①の現状についてはご覧のとおりでございます。過去3年間の認定新規就農者の経営体数と、その集積面積を記載をしております。②の目標でございますが、こちらには新規就農を希望される方へ貸付可能で、農地所有者の同意を得た上で公表可能な農地面積の目標値を記載をすることとされておりまして、過去3年間における農地の権利移動面積の平均値の1割以上を目標とするようにとされておりますので、その数値を記載をしております。 2番の最適化活動の活動目標につきましては、(1)には一月当たりに委員さんが行う活動

定井局長補佐	<p>日数の目標を記載することになっておりまして、月6日以上を目標として記載をしております。</p> <p>次に、(2)活動強化月間の設定目標でございますが、こちらには農地パトロールとは別個に年間3か月以上の活動強化月間を設定することとされておりまして、ここでは農地パトロール前後の期間を強化月間として記載をしております。</p> <p>最後に、(3)の新規参入相談会での参加目標についてでございますが、これは県などが実施をいたします新規就農希望者を対象とした相談会が実施される場合に、ここに委員さんが最低1人以上は参加することとされておりまして、その旨を記載しております。</p> <p>議案第22号についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
議 長	<p>事務局から説明がございました。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。</p>
高 木 委 員	<p>22番の高木です。本当に県から目標設定、事務局としてこうするしかないのだろうとは思いますが、何か意味のない数字を並べて議案にして、審議したくないです。本当にやる気があれば、国が何と言おうと県が何と言おうと、東広島市はここまでは必ずやりますが、国の目標は絶対無理ですよとか、そういうことをきちんと書いていかないと、絵に描いた餅というか、時間の無駄だと思います。そこら辺について、事務局長はどのようにお考えになられますか。</p>
木 村 局 長	<p>恐らくご指摘いただきましたのは、要は国、県から示された数字ではなくて、東広島としての実の数を設定すべきではないかというご意見でございます。確かにおっしゃられるとおり、目標を立てるに当たりまして、東広島としてはもう実際の数字を設定し、それに向けて取り組んでいくというのが本来の姿であろうかと思っております。どうしても国、県から示された目標数値というのがございまして、どうしてもそこに東広島としても設定しないと、県等からの指導が入ってしまうというところで、非常になかなか事務局としても難しいところではあります。すみません、答えになってないような回答で大変申し訳ないのですが、県から示された数字をもって今回皆様にご提案させていただいております。どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
高 木 委 員	<p>例えばⅡの(1)です、目標は現在24.6%で、5年後に43.4%。ほとんどできてないし、集積なんかとても大幅に増えると思えないです。これだけのことを言うのだったら、国、県がどれだけの手当てをしてくださるのか。やれと言うのだったら、それに見合う経費がないとできないと思うんです。そこら辺も含めて、もっと真剣に国に対して実際にどうしたいのか、先ほども質問があったように日本の農業をどうするのか、そこが原点だと思うのです。ただ農水省がこれだけやるようにと出ただけで、そして5年後にチェックして、行ってなかったらどうするんだっていう話もないし、作っただけですよ。こんな時間の無駄なようなことはやめたほうがいいと思います。</p> <p>多分これ以上言ってもまとまらないので、やめますが、本当情けない話になっているというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>今言われたことについてですが、要はこれをどのようにしたらいいかと思うのですが、採決についてをお諮りしたいんですが。</p>
高 木 委 員	<p>私の発言は質問というより意見ですので、どっちにしてもこれも成果を上げないと国から多分局長が怒られるでしょうから、一応採決をしてください。</p>
議 長	<p>それでは、採決を行いますので、賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、決定をさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
古 川 委 員	<p>いいですか。</p>
議 長	<p>今の続きですか。</p>
古 川 委 員	<p>今の続きというか、いえいえ、続きになるかどうか分かりませんが、この中に書いてあることに対する質問でございます。</p>

議	長	暫時休憩します。
		< 休憩 >
		< 再開 >
議	長	<p>それでは、休憩を閉じまして、また再開いたします。</p> <p>続きまして、日程第4の報告事項に入ります。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
松下局長補佐		<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第15号から第19号までは、東広島市農業委員会事務局規定第6条の規定に基づき事務局において専決処分いたしましたので、その内容を報告させていただきます。</p> <p>1 ページをお願いいたします。</p> <p>報告第15号「農地法第4条第2項第7号の規定による農地転用届の専決処分について」でございます。</p> <p>2 ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第4条によります転用届は、今月は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>3 ページをお願いいたします。</p> <p>報告第16号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届の専決処分について」でございます。</p> <p>初めに、資料の訂正をお願いいたします。5ページの申請番号30-9につきまして、申請者から申請の撤回願の提出がございましたので、削除をいたします。また、同一資料として5ページの再資料をお配りしておりますので、差し替えをお願いいたします。</p> <p>それでは、4ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月は8件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>6 ページをお願いいたします。</p> <p>報告第17号「法務局からの農地の転用に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>7 ページをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は14件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>報告第18号「農地転用届の受理について」でございます。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>農業用施設への転用届は、今月は4件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>報告第19号「農地改良届の受理について」でございます。</p> <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>農地改良届は、今月は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
議	長	<p>次に、日程第5のその他に入ります。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
定井局長補佐		<p>それでは、令和7年度の総会スケジュールについて報告をさせていただきます。</p> <p>今月お配りをしております資料3、令和7年度東広島市農業委員会総会スケジュールをご覧ください。</p> <p>先月の3月総会のときにお配りをいたしましたスケジュールの日程に変更が生じたので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>変更箇所は2か所ございまして、赤字で示しております8月総会と来年の3月総会の日程でございます。8月総会につきましては、当初8月29日の午前10時からでご案内をして</p>

定井局長補佐	<p>おりましたけれども、会場の都合によりまして8月28日の午前10時からに、また来年の3月総会につきましても、当初3月30日の午後2時の予定で案内をしておりましたが、こちらも会場の都合によりまして3月27日金曜日の午前10時から開催に変更をお願いするものでございます。</p> <p>なお、開催場所につきましては、当初予定と変更なく、本館303の会議室を予定しております。委員の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますけれども、どうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	ほかにはありませんか。
	< なし >
議 長	ないようですので、委員の皆様には長時間にわたりご審議、誠にご苦労さまでした。それでは、木原会長職務代理から次回の総会についての報告をいたします。
木原職務代理者	次回の5月総会は、5月30日金曜日10時から市役所本館3階303会議室で予定しておりますので、ご出席をお願いします。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上で4月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長

議事録署名者 委員

議事録署名者 委員

議長(会長) 5番 台川 洋子 委員 7番 古川 みどり 委員